

平成19年6月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成19年6月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年6月7日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第12号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定について
議案第13号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正について
議案第14号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
議案第15号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正について
議案第16号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第17号 平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第18号 平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
議案第19号 市川市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
 - 6 報告第10号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
報告第11号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第12号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - (1) 平成19年5月臨時市議会について
 - (2) 平成19年度中学生海外派遣事業について
 - (3) 平成19年度きらきら体験留学事業について
 - (4) 平成19年度市民アカデミー講座について
 - 8 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第 12 号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定について
- 議案第 13 号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正について
- 議案第 14 号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
- 議案第 15 号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正について
- 議案第 16 号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第 17 号 平成 19 年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
- 議案第 18 号 平成 19 年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
- 議案第 19 号 市川市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 2 報告第 10 号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
- 報告第 11 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第 12 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 3 その他
 - (1) 平成 19 年 5 月臨時市議会について
 - (2) 平成 19 年度中学生海外派遣事業について
 - (3) 平成 19 年度きらきら体験留学事業について
 - (4) 平成 19 年度市民アカデミー講座について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 井関 利明

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
企画調整課長	福田 明	就学支援課長	松本 辰夫

教育施設課長	渡邊	静男	義務教育課長	古山	弘志
指導課長	高橋	邦夫	保健体育課長	西川	裕二郎
教育センター所長	伊東	秀樹	生涯学習振興課長	齋藤	忠昭
青少年育成課長	石井	正夫	公民館センター長	堀切	公雄
中央図書館長	漆原	利一	考古博物館長	堀越	正行
自然博物館長	西	博孝	スポーツ推進課長	賀田	厚彰

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木	一雄
教育総務課 主 幹	山田	修一
〃 副主幹	高井	裕美子
〃 副主幹	谷内	弘美

○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成 19 年 6 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 12 号・13 号・14 号・15 号を一括議題といたします。議案第 12 号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定について、議案第 13 号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正について、議案第 14 号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について、議案第 15 号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

議案第 12 号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定についてご説明いたします。資料は、1 ページから 7 ページでございます。この事業は、保護者の経済的負担を軽減することにより、さらなる子育て支援を図るため、兄・姉の同時就園の有無に関わらず、私立幼稚園等に在園する第 3 子以降の園児の保育料を対象に支援金を交付する必要があることから、市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定を、提案するものであります。規則制定の内容については、2 ページからの資料をご覧ください。2 ページの第 3 条に対象者を規定しております。主な内容としましては、私立幼稚園又は幼稚園類似施設に、3 番目以降の子どもが在園している保護者で、平成 19 年度の市町村民税所得割の額が、18 万 3,000 円以下の世帯を対象として、子育て支援金を交付ものです。3 ページ、第 4 条に支援金の額を規定しております。支援金の額については、各私立幼稚園等で保育料に差があることから、平成 19 年度に実際に支払った保育料から、他に受けている補助金を差し引いた額を支援金として交付することとしております。なお、年額 30 万円を限度としております。従いまして、この事務処理としては、年間の支払った保育料が確定する 3 月になってから、申請していただき、4 月に支援金を交付するものであります。続きまして、議案第 13 号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正についてご説明いたします。資料は、8 ページから 13 ページでございます。この改正は、市立幼稚園に在園する園児の保護者に対しても、子どもを 3 人以上養育している世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を行うため、保育料の免除規定を新たに設けるほか、字句等、所要の条文整備を

行うため、提案するものであります。改正内容については、資料 11 ページから 13 ページの新旧対照表をご覧ください。主な改正内容としましては、第 12 条の保育料の減免対象及び減免額について、これまでの保育料減免対象に加え、3 人目以降の子どもが市立幼稚園に在園している保護者で、市町村住民税の所得割が非課税の世帯の保育料を全額免除とする規定を、第 2 項に新たに設けるもので、第 1 項にある表の数字は変更ありません。また、それに伴いまして、所要の条文整備を行うことが必要となることから、改正するものであります。次に、議案第 14 号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてご説明いたします。資料は、14 ページから 21 ページでございます。この補助金は、国の補助を受けて行っている事業でありまして、私立幼稚園の設置者が、保護者から徴収する保育料等を減免した場合、幼稚園の設置者に対して、保護者の所得区分に応じて交付するものであります。今回、平成 19 年度における国の補助金実施基準が改正されたことから、国基準の改正に合わせて、補助金額の改正、第 2 子以降の優遇措置条件を拡充するほか、所要の整備を行うため、提案するものであります。改正内容については、資料 18 ページからの新旧対照表をご覧ください。主な改正内容としましては、第 4 条の対象範囲及び補助金の額について、補助単価の引き上げと第 2 子以降の優遇措置条件を小学校 1 年生から小学校 2 年生まで拡充したという点であります。では、18 ページ、別表 1 をご覧ください。(1) の第 1 号は、小学校の第 1 学年から 2 学年に兄・姉がいない場合についての規定ですが、これについては、従来どおり、保護者の所得区分、幼稚園に就園している子どもの人数によって、第 1 子から第 3 子以降とする捉え方について変わりありませんが、補助金額が改正されております。改正幅は、所得、子どもの数によって、15 区分ありますが、そのうち 9 区分が、600 円～2,000 円の範囲で増額しております。続いて、20 ページ、別表 2 をご覧ください。(2) 第 2 号は、小学校の第 1 学年から 2 学年に兄・姉がいる場合についての規定であります。これは、平成 18 年度に小学校の第 1 学年に兄・姉がいる場合の規定が、新たに設けられたものを、小学校の第 1 学年から 2 学年に兄・姉がいる場合にまで、拡充されたものであります。第 2 子以降の補助金額については、保護者負担の軽減の観点に立って、幼稚園に 2 人以上が同時に就園していなくても、小学校の第 1 学年から 2 学年に兄・姉がいる場合は、小学校の第 1 学年から 2 学年の兄・姉を算定対象人数として捉え、幼稚園に就園している園児は、補助金額の高い第 2 子以降として算定するものです。これも、所得、子どもの数によって、10 区分されておりますが、全区分を通して、1,000 円増額の改定となっております。また、小学校の第 1 学年から 2 学年に兄・姉がいる場合であって、幼稚園に 2 人以上就園して

いる場合は、別表第1と別表第2の表に基づいて計算し、どちらか高い額を補助金額とすることとなっています。続いて、議案第15号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正についてご説明いたします。資料は、22ページから25ページでございます。この補助金は、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、教材費・教員研修費・障害児指導費、預かり保育支援費及び施設設備等整備費に対しまして、補助金を交付しているものでありますが、今回、障害児指導費及び預かり保育支援費の補助金額等を引き上げるため、提案するものであります。改正内容については、資料24ページからの新旧対照表を、ご覧ください。主な改正内容としましては、別表の補助金の額について、障害児指導及び預かり保育の補助単価の引き上げとともに、預かり保育の補助対象資格に保育士を加え、補助対象割合を10分の1から2分の1に拡充するものであります。障害児指導については、障害児1人当たり、年額12万円を、年額33万円に、預かり保育については、教諭又は助教諭1人当たり、年額20万円を、年額40万円に、また、補助対象資格である教諭又は助教諭に保育士を加え、補助対象割合を10分の1から2分の1に拡充し、私立幼稚園における障害児教育、預かり保育事業のさらなる推進を図るため、改正するものであります。以上まとめてご説明させていただきました。

○ **五十嵐委員長**

議案第12号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の制定について質疑はございますか。

○ **吉岡委員**

3月に支払った後に交付されるということですか。

○ **就学支援課長**

支払った金額を確定した後に、交付は4月に行なうこととなります。私立幼稚園の場合、入園、退園が激しいものですから、事務手続き上、難しいということで、確定してからの交付になっております。

○ **五十嵐委員長**

予算はどのくらいを予定しているのですか。

○ **就学支援課長**

補助対象者324人を想定しておりまして、予算額は4,500万円となっております。

○ **宇田川委員**

近隣市での状況を教えてください。

○ **就学支援課長**

近隣市では、まだ行なっておりません。

- **五十嵐委員長**

議案第 13 号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正について質疑はございますか。次に、議案第 14 号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について質疑はございますか。これは、幼稚園に交付される補助金ですね。
- **就学支援課長**

幼稚園に交付される補助金ですけれども、実際には保護者が減免されるわけですので、保護者への補助金と同じ効果があると考えております。
- **五十嵐委員長**

対象の枠を 1 年生から 2 年生に広げて、対象者はどのくらい増えたのですか。
- **就学支援課長**

実際に推定される人数は、3,117 名で 53.6 パーセント程度を予定しております。前年度は、53.4 パーセントですので、あまり変わらないと思います。
- **五十嵐委員長**

毎年、600 円から 1,000 円程度の金額で、上がっているのですか。
- **就学支援課長**

今回の改定では、その程度ですけれども、国の決定ですので、毎年、改定があるかどうかは分かりません。
- **宇田川委員**

国の基準が上がったということは、全国、同じということですか。
- **就学支援課長**

はい。違った部分については、市の単独事業扱いになります。
- **吉岡委員**

国、市の割合はどのようになっているのですか。
- **就学支援課長**

国庫補助が 3 分の 1 で、市が 3 分の 2 になります。
- **五十嵐委員長**

議案第 15 号 市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則の一部改正について質疑はございますか。
- **吉岡委員**

この金額については、国が決定したのですか。障害児の指導については、12 万円が 33 万円になっていますが、どのような理由で決定したのですか。
- **就学支援課長**

市単事業になります。33 万円については、市の非常勤職員に換算しますと、1 時間当たり 990 円になります。1 日 5 時間の保育を年間 200 日としますと

99万円の換算になります。職員が3人の子どもを保育しておりますので、3人分で割ると33万円という計算になります。

○ **教育総務部長**

目的としましては、障害児保育は公立が先に行なっており、私立は障害児を受け入れる幼稚園が少ないため、積極的に受け入れてもらおうということでの増額になっています。預かり保育についても、子育て支援ということで、子どもを育てているお母さん方に、若干でも自分の時間を持ってもらおう、リフレッシュしてもらおうということで、私立幼稚園での預かり保育の拡大を図る目的での増額になります。

○ **五十嵐委員長**

私立幼稚園での預かり保育、障害児保育の実績はあるのですか。

○ **教育総務部長**

預かり保育は32園中、13園で、半分に満たない状況です。障害児は全体で7名です。

○ **西垣委員**

ほとんどの子どもは、特別支援学校へ行くのですか。

○ **就学支援課長**

特別支援学校に行くことが多いのですが、一部、普通学校へ行く場合があります。

○ **西垣委員**

保護者としては、普通学校に行かせたいという希望が多いと聞いていますけれども、どうなのですか。

○ **就学支援課長**

ひまわり学級の保護者は、行ければ普通学校に行かせたいという方が多いと聞いております。

○ **教育センター所長**

就学指導委員会では、強制力を持ちませんので、保護者との面接をして、納得した上で決定することとなります。

○ **吉岡委員**

先ほどお聞きしたように普通学校に行かせたい保護者が多いとのことですが、校長の判断になるのですか。

○ **学校教育部長**

最終的には、保護者の意向が尊重されることとなります。

○ **吉岡委員**

トラブルになることはないのですか。

- **学校教育部長**
よく話し合いをして、決めることとなります。
- **五十嵐委員長**
巡回相談員が私立にも行っていますね。
- **就学支援課長**
3人の相談員が回っています。私立幼稚園からも要望を多くいただいています。
- **五十嵐委員長**
他に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- **他の委員**
異議なし。
- **五十嵐委員長**
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議案第13号にご異議はございませんか。
- **他の委員**
異議なし。
- **五十嵐委員長**
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議案第14号にご異議はございませんか。
- **他の委員**
異議なし。
- **五十嵐委員長**
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議案第15号にご異議はございませんか。
- **他の委員**
異議なし。
- **五十嵐委員長**
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第16号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。
- **義務教育課長**
資料の26ページから28ページになります。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条第1号に定める委員のうち、次の委員について、市川市議会議員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案させていただくものです。資料27ページをご覧ください。解嘱委員

は1号委員、議会の推薦した委員でございますが、松葉雅浩委員と高橋亮平委員の2名でございます。後任の1号委員は議会から推薦をいただきました秋本のり子委員と大川正博委員の2名でございます。委嘱期間は、平成19年6月7日本日、議決のあった日から平成21年6月6日までの2年間でございます。なお、28ページの2号委員から4号委員の任期が平成19年7月16日をもって満了となるため、関係団体へ後任の推薦を依頼し、7月の定例教育委員会へ議案として提出する準備を進めているところでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第17号平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **指導課長**

資料は29ページから32ページになります。平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約について、案のとおりご承認いただきたく、委員会の議決を求めるものです。提案理由といたしましては、教科用図書採択地区については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に設置が定められており、本市は千葉県教育委員会により、浦安市との2市による葛南西部採択地区となっております。採択地区協議会は地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うための会で、その規約に関しては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成20年度使用の教科用図書のうち、学校教育法第21条及び特別支援学級や特別支援学校など特別支援教育実施において使用する、学校教育法第107条の規定による一般図書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第17号を採択いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第18号 平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。なお、本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

ご異議がないようですので、同条第7項の規定より討論を行わず、公開しないことといたします。なお、本件については、本日の案件が全て終了してから行ないたいと思います。次に議案第19号 市川市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **スポーツ推進課長**

資料は、34ページから36ページになります。提案理由を説明させていただきます。市川市スポーツ振興審議会条例第4条第1項第2号に定める関係行政機関の職員の委員3名のうち、1名の委員が人事異動に伴い、新たに委嘱する必要があるため、議案を提出するものです。35ページをご覧ください。解嘱委員は、尾崎明男委員、前千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部委員長です。新たに委嘱する委員は、岩渕信世委員、新たに千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部委員長に任命された委員でございます。スポーツ振興審議会委員の任期については、平成18年10月1日から平成20年9月30日までとなっておりますので、今回、新たに委嘱する委員の期間については、本日、議決をいただいた日から平成20年9月30日までの期間となります。委員の構成については、36ページになっております。よろしく願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事6報告に入らせていただきます。報告第10号 市川市幼児教育振興審

議会委員の委嘱に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **就学支援課長**

資料は 37 ページから 39 ページでございます。本審議会は、幼児教育の振興の充実について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議していただくものでございまして、委員の構成は、学識経験者の 1 号委員が 4 名、幼稚園関係者の 2 号委員が 4 名、保育園関係者の 3 号委員が 4 名、小学校関係者の 4 号委員が 1 名、合わせて 13 名で、任期については、平成 17 年 7 月 7 日から平成 19 年 7 月 6 日までとなっております。4 月の人事異動等により 3 名の委員の委嘱が必要になり、そのうちの 2 号委員の横田裕子委員と 4 号委員の佐藤正人委員については、5 月の定例教育委員会で議決をいただいておりますが、学識経験者である 1 号委員については、市川市議会に推薦をお願いしておりましたところ、5 月 23 日付けで、稲葉健二議員の推薦をいただきました。本来であれば、定例教育委員会に議案として提出し、議決をいただかなければならないところですが、翌週には、本年度、第 1 回の市川市幼児教育振興審議会の開催が予定されておりました関係から、市川市教育委員会事務委任規則第 2 条の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきますので同 3 条の規定により報告させていただくものです。なお、7 月 6 日付で全委員が任期満了になることから、現在、委員改選の準備作業に入っておりますので、7 月の定例教育委員会にて全委員分を議案として提出する予定です。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第 10 号を終了いたします。次に、報告第 11 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **青少年育成課長**

資料は 40 ページから 42 ページになります。本条例については、平成 19 年 6 月市議会定例会に議案を提出するにあたり、市長に意見を申し出る必要があるため、市川市教育委員会事務委任規則第 2 条の規定により、平成 19 年 5 月 31 日に臨時代理をしましたので報告いたします。一部改正の内容についてであります。大和田小学校放課後保育クラブにおいて、現状の定員超過の状態解消と今後見込まれます入所希望者の増加に対応するため、現在、軽量鉄骨平屋建ての保育クラブ室の増築工事を進めております。完成は、7 月下旬を予定しており、定員が 40 名から 80 名となります。なお、供用開始は 8 月 1 日を予定しております。

○ **五十嵐委員長**

大和田小学校の校庭が狭くなりますね。

○ **青少年育成課長**

小学校用地ではなく、西側に隣接する市の用地に既存の保育クラブの建物があり、その前庭に増設することになります。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第 11 号を終了いたします。次に、報告第 12 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則も一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **青少年育成課長**

資料は 43 ページから 45 ページになります。本規則の一部改正について、市川市教育委員会事務委任規則第 2 条の規定により、平成 19 年 5 月 31 日に臨時代理をしましたので報告いたします。一部改正の内容については、同規則第 4 条に規定されております放課後保育クラブの保育料の減免規定に関する改正であります。平成 19 年の税制改正において、国から地方へ税源移譲が実施され住民税の税率が課税所得に応じて、5 パーセント、10 パーセント、13 パーセントの 3 段階から平成 19 年度からは、課税所得にかかわらず一律 10 パーセントに改正されました。今回の税制改正により、放課後保育クラブの保育料の減免規定の適用を受けられている方については、住民税の税率が 5 パーセントから 10 パーセントへと 2 倍になり、税額が大幅に増えることから、収入額が前年と同額であっても税制改正に伴い、減免対象から外れるなどの影響が生じることから、税制改正の影響を受けずに前年と同様な減免の適用が受けられるよう減免規定の一部を改正するものです。内容については、45 ページの新旧対照表の施行規則第 4 条第 2 項第 2 号で、所得割額 5,000 円未満を 1 万円未満に、同じく施行規則第 4 条第 2 項第 3 号の所得割額 1 万円未満を 2 万円未満に引き上げるものです。この規則は交付の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用となります。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告 12 号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成 19 年 5 月臨時市議会について説明してください。

○ **教育次長**

5 月 14 日、月曜日に全員協議会が開催されまして、選挙後、始めて新しい議員さんと理事者が顔を合わせました。教育委員会からは、教育長、教育次長、各部長が出席しました。臨時議会は、5 月 21 日から 23 日の 3 日間開催されました。教育委員会は特に議案がありませんでしたので、教育長が出席いたしました。議長、副議長の選出、各常任委員会の正副委員長の選出などが行なわれました。その結果は、議長には松井努議員、副議長には小林妙子

議員が選出されました。他の議会選出議員と各常任委員会の正副委員長及び各メンバーはお配りしております資料のとおりでございます。なお、6月定例市議会は6月13日に開催、15日常任委員会、19日位から一般質問がスタートして、27日閉会の予定でございます。内容については、7月の定例教育委員会で報告させていただきます。以上です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。(2)平成19年度中学生海外派遣事業について説明してください。

○ **指導課長**

お手元の資料の50ページをご覧ください。この事業は、市川市青少年教育国際交流協会が主催し、国際交流を通じ、国際感覚豊かな青少年を育成することを目的としています。派遣先は、ドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市で、ホームステイをしながら、現地の学校メートヒェン・リアルシューレに体験通学するもので、今年度で5回目になります。前身であるニュージーランド・ノースショア市派遣から数えると16回目の交流となります。本年度は、市川市立第三中学校の玉井令二校長を団長に、第八中学校の清水幸子教諭、高谷中学校の鳥越沙織教諭の引率により、7月21日から8月4日までの14泊15日で実施されます。生徒の応募状況ですが、2、3年生合わせて合計41名の応募があり、代表生徒16名の派遣生徒が決定しました。内訳としまして、3年生が11名、2年生が5名、男女別では、男子2名・女子14名になります。すでに5月26日に派遣生徒及び保護者への説明会は終了し、生徒及び引率教員は、毎週末にドイツ語研修やドイツの歴史・文化についての班別課題研究、さらに現地ローゼンハイム市で訪問する生徒が主催する現地での催し物の練習や準備を、進めているところでございます。派遣期間中は、ホームステイをしての現地の学校への体験入学のほか、日本の伝統・文化を紹介する日本DAYの開催、歴史的な名所旧跡の見学、メートヒェン・リアルシューレ校のホストファミリーを招いてのパーティなども予定しています。市川市とローゼンハイム市とは、平成16年7月14日にパートナーシティー交流の調印が行われて以来、教育・スポーツ・文化などの分野で活発な交流が図られています。本年2月には、ドイツ生徒9名・引率1名を市川市で受け入れ、市内7校の中学校に通学したり、市長表敬訪問や親睦のパーティなどを行って相互交流も図っております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)平成19年度きらきら体験留学事業について説明してください

○ **教育センター所長**

お手元の資料 48 ページの実施要項をご覧ください。本事業は平成 16 年度より指導課が実施してまいりましたが、本年度より教育センターが担当することになりました。目的は不登校等学校に行きづらいと感じている児童生徒や、新たな体験を積んでさらに個性を伸ばしたいと考える児童生徒が、豊かな自然の恵みの中で、体験活動や地元の方々との触れ合いをとおして、集団への適応能力を養い自信を深める等、生きる力を高めることとしています。行き先については、今までの沖縄から東京都奥多摩地域に変更しました。その結果、7月23日奥多摩、8月に新潟県奥阿賀地域での実施となります。場所の変更理由としましては、沖縄に行っていました過去3年間、いずれも台風の影響を受け、中止が1回、内容の予定変更が2回生じたことがもっとも大きな理由です。昨年度は8月に比較的台風の影響を受けにくく、目的にあった場所として新潟県奥阿賀地域で実施したところ、順調な活動ができました。これを受けまして、今年度の7月も奥多摩に変更いたします。これは、子ども達の多様なニーズに応えるため、5泊6日の新潟に対し、3泊4日で比較的近場を選んだものです。また、奥多摩は対象児童生徒も小学1年生から3年生を加え、保護者の参加も可能といたしました。そのことにより現地において、保護者同士の交流もできるものと思っております。引率者についてもカウンセラーや大学院生を加え、弾力的な対応をできるよう計画しております。7月上旬に保護者説明会を行なうと共に、事前に子どもたちを集めてレクリエーションなどの交流を通して、参加しやすい雰囲気を作るように努力する予定です。なお、実施後の9月にも集まりを催し、参加した児童生徒の心が少しでも学校に向くよう配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○ **五十嵐委員長**

奥多摩はどこに行くのですか。

○ **教育センター所長**

日原地区に地域の自治会の方々が中心となって運営している宿泊施設がありまして、そちらを貸切りで宿泊する予定です。

○ **吉岡委員**

保護者が一緒に行くというのは非常にいいと思います。不登校の子どもは、本人は非常に行きたくていっているので、保護者が一緒に行って、保護者同士の交流ができるのはいいことだと思います。同じ不登校で困っている方と話をしたいと希望されている保護者の方がたくさんいます。

○ **教育センター所長**

教育センターでは、適応指導教室を行なっており、そこでも保護者会を開

催しています。適応指導教室に通っていないけれども、不登校の子どもの保護者の方にも呼びかけて、年間4回交流を行なっています。体験留学にも考えられないかということで、今回、初めて計画しました。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)平成19年度市民アカデミー講座について説明してください。

○ **生涯学習振興課長**

資料の49ページをご覧ください。いちかわ市民アカデミー講座については、平成15年度に開講し、本年度で5年目となります。6月2日、昭和学院短期大学の開講式でスタートいたしました。本講座は市内にある3大学、昭和学院短期大学・千葉商科大学・和洋女子大学の協力を得まして、各大学の教室を会場として、年間学習テーマに基づき、1年間を通して学んでいくという講座でございます。今年度の応募状況については、6の表のとおりでございます。応募者は198名、前年より22名の減でございますが、3大学すべてで定員50名の応募がございました。昨年度と変更があった点は、2点ございます。1点目は修了証書の交付基準を9回以上から8回以上にしました。これは大学との協議により、受講者の方の励みになるということと、閉講式後に行います懇親会に参加しやすいようにとの配慮からでございます。2点目は応募者の方、全員を受け入れる方策を試験的に行ったことでございます。応募状況を確認し、昭和学院短期大学と和洋女子大学に打診をおこないました。結果は資料に明記しておりますが、昭和学院短期大学は実習の講座があるとの理由で受け入れは困難とのことでしたが、和洋女子大学では応募者全員と昭和学院短期大学の抽選落選者の方を受け入れていただきました。来年度は、和洋女子大学とその受講者の方々の反応を確認しまして、3大学と定員の問題を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

昭和学院短期大学の落選者4名は、和洋女子大学で受講しているのですか。

○ **生涯学習振興課長**

個々に希望をお聞きして、和洋女子大で受講していただいております。

○ **西垣委員**

生活に密着した内容の講座に応募が集中しているように思います。ハードルが高いテーマですと応募者が少ないように思えるのですが、どうですか。

○ **生涯学習振興課長**

和洋女子大学が比較的生活に密着したテーマで、応募者が多い傾向にあります。

- **西垣委員**
テーマは学校が決めるのですか。
- **生涯学習振興課長**
はい。
- **吉岡委員**
男女比を教えてください。
- **生涯学習振興課長**
三大学合計で、男性 88 名、女性 108 名となっています。
- **吉岡委員**
テーマによって、興味の持ち方が変わってきますので、対象者が興味を持つようなテーマを教育委員会である程度決めた方が、応募者がたくさん集まるように思います。
- **宇田川委員**
平均年齢は何歳ですか。
- **生涯学習振興課長**
昭和学院短期大学では、平均年齢 60.6 歳、千葉商科大学では 61.3 歳、和洋女子大では 66.8 歳、平均で 63 歳位になります。リピーターも多く、今回は 111 名おまして、半数以上の方がリピーターとなっています。
- **宇田川委員**
私も関連しているのですが、千葉商科大学でいきいき大学というものを行なっています。地域の方も受講できるので、それを聞いている方は来ないのではないかと思います。重複している面もあるのではないかと思います。
- **西垣委員**
それは、市も関連していて、部長が講師を務めていると思います。もうひとつ、別に考古博物館で行なっている市川歴史カレッジという 2 年間の講座があります。
- **考古博物館長**
市川の古代から現在に至るまでを考古博物館と歴史博物館の学芸員がリレー式に月に一度、講義をしたり、市内の史跡等を見学したり、あるいは博物館の資料を見たりする要素を織り込んでいます。外を歩く関係で、定員 50 名で実施しております。毎回、3 倍の難関です。
- **西垣委員**
講義の内容は、相当難しいと思います。
- **宇田川委員**
講座が終わると修了書を授与して、その後はその方達が活動することはあるのですか。

○ **考古博物館長**

講座を聞くだけでいいという方のほうが多いので、無理強いはしないようにしています。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(5)行政財産の使用不許可処分に対する審査請求について説明をしてください。

○ **教育施設課長**

5月の定例教育委員会で報告させていただきました、新井小学校用地の使用願いに対します行政財産使用不許可処分に対する審査請求で、市川市が本審査請求を棄却する旨の裁決にあたり、6月議会に地方自治法第238条7号に基づき、議会の諮問がされましたのでご報告いたします。裁決の内容は、処分庁であります市川市教育委員会の主張が全て認められたものとなっております。なお、裁決後に予想されますのは、審査請求人が裁決後、30日以内に千葉県知事に対し、再審査請求を行なうか、又は千葉地方裁判所に6ヶ月以内に教育委員会を被告として処分の取り消しの訴えを提起するか、同被告としての裁決の取り消しの訴えを提起するかのいずれかが考えられます。また、新たな動きがありましたら、ご報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは暫時休憩の後、引き続き議事に入ります。議案18号につきましては、会議規則第10条の規定により、指定するもの以外は退席することとなりますので、教育次長、各部の部長・次長・指導課長・教育総務課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

— 暫時休憩 —

○ **五十嵐委員長**

それでは、議事を再開いたします。議案第18号 平成19年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ **指導課長**

資料は33ページになります。提案理由といたしましては、教科書採択にあたっては採択地区協議会において教育委員会の意思を反映する必要があるため、採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものです。なお、先に議決いただきました葛南西部採択地区協議会規約第4条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、議案第 18 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。これをもちまして平成 19 年 6 月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 25 分閉会)